

令和3年(ホ)第40214号 新型インフルエンザ等対策特別措置法違反事件

決 定

東京都港区南青山7丁目1番5号

被審人

株式会社グローバルダイニング

代表者代表取締役

長谷川 耕 造

上記の者に対する頭書事件につき、当裁判所は、検察官の意見及び被審人の陳述を聴いた上で、以下のとおり決定する。

主 文

- 1 被審人を過料780万円に処する。
- 2 本件手続費用は、被審人の負担とする。

理 由

1 一件記録によれば、被審人は、別紙「対象施設一覧」1～26に記載の各対象施設（以下「本件各対象施設」という。）を管理する者であり、次表「命令日」欄記載の日、東京都知事により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）45条3項に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が解除されるまでの期間（次表「命令日」欄記載の日から同年6月20日までの間）において、本件各対象施設の使用停止（ただし、酒類の提供を取りやめる場合を除く。）及び使用制限（酒類の提供を取りやめる場合には、午後8時から翌日午前5時までの間において、本件各対象施設を営業（宅配及びテイクアウトサービスを除く。）のために使用することの停止。）をする旨の各命令（以下「本件各命令」という。）を受けたにもかかわらず、次表「命令日」欄記載の日から同年6月20日までの間、酒類を提供し、午後8時以降、本件各対象施設を営業のために使用し、本件各命令に違反した事実が認められる。

	別紙1～23記載の各対象施設	別紙24～26記載の各対象施設
命令日	令和3年5月18日	令和3年5月27日

2 上記1の事実は法79条に該当するところ、法の趣旨・目的、法45条3項の

規定による命令の趣旨・目的・性質，当該命令違反行為者を過料に処する趣旨・目的等に鑑み，本件各命令違反行為の態様，程度，本件各命令違反による影響の内容及び程度等の事情その他諸般の事情を総合すれば，本件各命令違反（26件）について，それぞれ被審人を過料30万円（合計780万円）に処することが相当である。

3 (1) これに対し，被審人は，本件各命令について，①営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金は補償として不十分であって，法45条2項の規定による要請に応じないことに「正当な理由」（同条3項）があり，また，「特に必要があると認めるときに限り」（同条3項）の要件を満たさないから，重大かつ明白な違法があつて無効であり，これを前提として，②本件各命令は違憲無効であるから，違法な命令を根拠として被審人に過料を科すことは許されない旨主張する。

(2) ア 法45条3項の「正当な理由」の要件については，⑦法において国及び地方公共団体が新型インフルエンザ等の影響を受けた事業者等を支援するために必要な措置を講ずる義務を明記しており（法63条の2等参照），事業者への影響が緩和されると考えられること，⑧単に要請に応じないことのみならず，専門家の意見を聴き，感染拡大防止のために特に必要があるか否かを精査した上で命令が行われる仕組みを明記していること（法45条4項），⑨同条2項の規定による要請に係る措置が実施される期間は一時的であること（同条2項及び3項参照）も踏まえ，限定的に解釈されるべきものと解される。

イ これを本件についてみると，一件記録によれば，本件各命令に関しては，
⑩令和3年4月23日，政府が，実施すべき期間を同月25日から同年5月11日まで，実施すべき区域を東京都等の区域とする新型コロナウイルス緊急事態宣言をしたこと（資料12。その後，上記実施すべき期間は，同年6月20日まで延長された。資料13，14），⑪同年5月，法45条4項に基づく学識経験者の意見聴取（資料11）において，同条3項の命令を行うこ

とは適当であるとの意見が出され、その理由として、緊急事態宣言が発出され、未だ新規陽性者数の増加にも歯止めがかかっていない状況のもと、飲食店への休業要請・時短要請は極めて重要な感染抑制策であるとされたほか、多くの事業者が協力要請を順守する一方で、要請に従わず、酒類の提供や夜間の営業を継続している事業者が存在することは、感染リスクを拡大させるだけでなく、不公平を生じさせ、緊急事態措置自体の実効性を低下させかねないリスクをはらんでおり、当該リスクを軽減する観点から命令の実施は適当であるなどとされたこと、⑥その当時における新型コロナウイルス感染症発生状況は、上記⑥のように新規陽性者数の増加にも歯止めがかかっていない状況であったこと（資料15等）が認められる。

ウ 上記イのような新型コロナウイルス感染症発生状況及び学識経験者の意見に照らせば、仮に東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金が被審人にとって必ずしも十分なものとはいえないなどの被審人の主張に係る経営状況等が認められたとしても、これをもって直ちに、法45条2項の規定による要請に応じない「正当な理由」があるとはいえないし、本件各命令が「特に必要があると認めるとき」（法45条3項）の要件を満たさないということもできない。

そうすると、被審人の上記(1)の主張に係る点をもって本件各命令に重大かつ明白な違法があるということとはできず、本件各命令が違憲無効であるとの主張はその前提を欠くものといわざるを得ない。

(3) 以上によれば、被審人の上記(1)の主張は、採用することができない。

4 よって、法79条、45条3項により被審人を過料780万円に処することとし、非訟事件手続法120条1項、2項、4項を適用して主文のとおり決定する。

令和3年12月16日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官

林

史



裁判官

丹 下 将



裁判官

高 橋 浩



5

別紙「対象施設一覧」

- 1 東京都中央区銀座6丁目4番1号東海堂銀座ビル地下1階
カフェ ラ・ボエム 銀座
- 5 2 東京都港区麻布十番二丁目3番7号グリーンコート麻布十番1, 2階
カフェ ラ・ボエム 麻布十番
- 3 東京都港区北青山三丁目6番25号AOYAMA3・6・25 1階, 2階
カフェ ラ・ボエム 北青山
- 10 4 東京都港区北青山三丁目6番26号佐藤ビル1階
モンズーンカフェ 表参道
- 5 5 東京都港区白金台四丁目19番17号1階2階
15 カフェ ラ・ボエム 白金台
- 6 6 東京都港区西麻布一丁目13番11号地下1階, 1階, 2階, 3階
権八 西麻布
- 20 7 東京都港区浜松町二丁目5番3号リブポート浜松町1F, B1F
カフェ ラ・ボエム 浜松町
- 8 東京都新宿区新宿一丁目1番7号コスモ新宿御苑ビル1階, 2階
カフェ ラ・ボエム 新宿御苑
- 25 9 東京都台東区雷門二丁目1番15号中川ビル1, 2階

権八 浅草

10 東京都目黒区上目黒一丁目5番10号中目黒マンション101
TACO FANATICO

5

11 東京都目黒区自由が丘一丁目4番8号
カフェ ラ・ボエム 自由が丘

12 東京都目黒区自由が丘一丁目26番4号ステラ自由が丘B1F
モンズーンカフェ 自由ヶ丘

10

13 東京都世田谷区桜新町二丁目9番2号TNKビル1階
カフェ ラ・ボエム 桜新町

15

14 東京都渋谷区恵比寿四丁目4番6号MARIX恵比寿ビル1, 2階
モンズーンカフェ 恵比寿

15 東京都渋谷区恵比寿四丁目27番1号パゴダSKビル 1階
L'IGNIS

20

16 東京都渋谷区猿楽町11番6号サンローゼ代官山 地下1階
タブローズ ラウンジ

17 東京都渋谷区猿楽町11番6号サンローゼ代官山 地下1階
レストラン タブローズ

25

- 18 東京都渋谷区神宮前五丁目8番5号ジュビリープラザビル 地下1階
カフェ ラ・ボエム 表参道
- 19 東京都渋谷区代官山町16番2号八幡ビル1階・B1階
LB8 (エルビーエイト) 代官山
- 20 東京都渋谷区鉢山町15番4号
モンsoonカフェ 代官山
- 10 21 東京都渋谷区円山町3番6号E・スペースタワー 15階
Legato (レガート)
- 22 東京都渋谷区円山町3番6号E・スペースタワー 14階
権八 渋谷
- 15 23 東京都世田谷区池尻一丁目9番11号
カフェ ラ・ボエム 世田谷
- 24 東京都港区白金台四丁目19番17号3階
ステラート
- 20 25 東京都世田谷区桜新町二丁目9番2号TNKビル2階
権八 桜新町
- 25 26 東京都渋谷区神宮前六丁目35番3号コーポオリンピア 1階
権八 NORI-TEMAKI 原宿

これは謄本である。

令和3年12月17日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 岡崎 秀史

